

平成31年 1月15日

顧問先各位

戸田会計事務所  
所長 戸田裕陽

## 平成31年度税制改正・地方法人課税

### [1] 法人事業税（所得割等）の標準税率の見直し

31年10月1日以後開始事業年度に適用される「法人事業税（所得割等）の標準税率」について、下表のとおり見直しが行われる予定です。（ここでは、特別法人の所得割・収入金額課税法人の収入割の標準税率は省略）。

ちなみに、8都府県（宮城、東京、神奈川、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫）では、法人事業税に超過課税を採用している。今後の条例改正等の行方が注目されます。

#### 〈外形標準課税適用法人〉

		現行		改正後
		31年9月31日まで	31年10月1日以後	
所得割	年400万円以下の所得	0.3%	1.9%	0.4%
	年400万円超800万円以下の所得	0.5%	2.7%	0.7%
	年800万円超の所得	0.7%	3.6%	1%

・制限税率は「標準税率の1.7倍（現行：1.2倍）」に引き上げられる。

#### 〈資本金1億円以下の普通法人〉

		現行		改正後
		31年9月31日まで	31年10月1日以後	
所得割	年400万円以下の所得	3.4%	5%	3.5%
	年400万円超800万円以下の所得	5.1%	7.3%	5.3%
	年800万円超の所得	6.7%	9.6%	7%

### [2] 特別法人事業税（仮称）の創設

31年10月1日以後開始事業年度から、法人事業税（所得割等）の納税義務者を対象とした「特別法人事業税（仮称）」が創設される予定です。課税標準は、「法人事業税額（標準税率で計算した所得割額等）」で、税率は下表のとおりです。

申告納付については、法人事業税と併せて都道府県に対して行うことになります。

	外形標準課税適用法人	資本金1億円以下の普通法人
税率	260%	37%